

R. バクスターは長老派か？——イギリス革命期の 長老派の定義の問題——

青 木 道 彦

Was Richard Baxter a Presbyterian ? The Problem of definition of Presbyterian during the English Revolution

Michihiko AOKI

The purpose of this article is to examine whether Richard Baxter was a Presbyterian or not. Though R. Baxter himself answered this problem in the negative, Roger Thomas asserted that he was a Presbyterian.

After investigating R. Thomas's thesis and examining Baxter's relation to Archbishop Ussher, his activities in Worcestershire Voluntary Association and after the Restoration, the present writer has come to the following tentative conclusion: that Baxter was not a Presbyterian, but a moderate Episcopalian of Ussher type.

1. はじめに

R. バクスターは生涯、一教区聖職者、後には一説教者にすぎなかったにもかかわらず、200を越す著作とそのユニークな牧会活動で、つとに著名であった。彼の『リチャード＝バクスター自伝』“The Autobiography of Richard Baxter”は、J. M. ロイド＝トマス Lloyd Thomasの編集によって⁽¹⁾、1925年エヴリマンズ・ライブラリーにも収められた。筆者は今年マシュー＝シルヴェスター Matthew Sylvester 編の『遺稿集』Reliquiae Baxterianae(いわゆる『自伝』の底本となったもの)の1696年刊本を、東京神学大学の所蔵本によって、閲読する機会を得た。今後筆者がバクスターの諸作品を思想的に研究する序論として、本稿では「バクスターは長老派であったか否か」の問題とこれに関連して、「革命期の長老派の定義の問題」をとりあげることにした。この課題設定から、本稿では彼の諸作品の思想的な検討ではなく、主として彼の実践的活動の分析に重点がおかれることになるであろう。

第一の問題「バクスターは長老派であったか否か」をめぐって、これまでどんな見解が示されてきたかをまず検討してみたい。彼を長老派であるとする最も著名な文献は、なんといってもマックス＝ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』であろう。彼はこの書第二章の二「禁欲と資本主義精神」の中で「天職理念のもっとも首尾一貫した基礎づけを示している」「イギリスのピューリタニズム」の「代表的信徒の一人」としてバクスターを考察の中心におき⁽²⁾、彼を「長老派信徒(プレスビテリアン)でありウェストミンスター宗教会議の弁護者」であった⁽³⁾としてるのである。

英米の文献で、バクスターを長老派としているものもいくつかある。まずイギリスの『国民伝記辞典』Dictionary of National Biographyのバクスターの項には、まず「長老派聖職者」presbyterian divineと記されている。この項の執筆者グロサート A. B. Grosart は、19・20世紀の交に文学史上、歴史上の著名な人物の著作集の編集にあっていた人物であったようである。今一つ、1932年以降に出版されたジョーダン W. K. Jordan の『イングランドにおける宗教的寛容の発展』⁽⁴⁾四巻本の第三巻で、彼はバクスターを「穏健長老派」として、その宗教上の寛容を叙述している⁽⁵⁾。

R. バクスターは長老派か？

これに対してバクスターを長老派とは断定していない英米の代表的研究者を二人あげてみよう。まず第一はガードナー S. R. Gardiner の『大内戦の歴史』⁽⁶⁾ 四巻本の第二巻である。ここで彼はバクスターの立場を「もしいかなる形でもそれが可能ならば、長老教会制と主教制の間の妥協に満足する」⁽⁷⁾ 立場と述べて、彼を長老派と断定することを避けている。第二に一段と明確なのがナトール G. F. Nuttall の立場である。彼は啓蒙的な伝記『リチャード＝バクスター』⁽⁸⁾ (1965年)の中で、彼を長老派とはせずむしろ「たんなる正統的キリスト教徒」「たんなるノンコンフォーマリスト」⁽⁹⁾ (それぞれ同書の第4章、第5章のタイトル)と扱っている。さらにナトールは、1962年の王政復古期を扱った論文集『画一から統合へ』⁽¹⁰⁾の第3章「最初のノンコンフォーマリスト」⁽¹¹⁾と題する論文においては、バクスターを「長老教会主義者ではなく」「穏健主教制支持」⁽¹²⁾者としているのである。

わが国の文献ではバクスターはどのように扱われているであろうか。まずバクスターを長老派なりとしているものとして、浜林正夫『イギリス革命の思想構造』(1966年)と田村秀夫『イギリス革命とユートピア』(1975年)の二著をあげることができるが、この二著ではバクスターを長老派であるとする著者独自の判断は示めされておらず、伝統的な解釈に従っているように思われる。これに対して今中比呂志『イギリス革命政治思想史研究』(1977年)においては、著者は「バクスターが長老派の名を避けたいと願った」⁽¹³⁾ 事実にあて、その理由を分析した後で主として後述する R＝トマスの論文⁽¹⁴⁾に依拠しつつ、それにもかかわらずバクスターを「長老派モデルにもとづく<和協者>」⁽¹⁵⁾と位置づけておられる。著者自身によるかなりの検討をへた上で、バクスターを長老派とみていると考えてよいかと思う。

わが国の辞典類にはバクスターを長老派とみることにかなり慎重なものが多いことも注目される。『キリスト教大事典(改訂新版)』(教文館、1968年)のバクスターの項では「イギリスのピューリタン牧師」で「調停的カルヴァン主義」の立場をとするのみで、彼を長老派とする叙述はない。また『岩波・西洋人名辞典(増補版)』(岩波書店、1981年)ではたんに「イギリスの清教徒神学者」としており『新編・西洋史辞典』(東京創元社、1983年)でも「イギリスの清教徒」としており、いずれも長老派への言及はない。

わが国の研究でバクスターが長老派であることをはっきり否定する見解を論著の中に打出したものもある。筆者の知る限り、水田洋編『増補・イギリス革命——思想史的研究——』(御茶の水書房、1976年)に収録された竹内幹敏論文「ピューリタンの教会規律と資本主義の精神」および越智武臣『近代英国の起源』(ミネルヴァ書房、1966年)の二つである。前者で竹内氏は「リチャード・バクスターがヴェーバーが言うがごとき長老派の教徒でなく、また高カルヴィニズムの冷厳な救済予定説を継承したウェストミンスター会議の護教者でなかったことは、今

日彼の『自伝』を繙く者の直ちに理解し得るところである」⁽¹⁶⁾とされているが、バクスターの『自伝』のどの部分が、そうした判断の根拠となっているかは明示されていない。

その点、後者の越智氏の場合、第三章の二の註(13)で「ヴェーバーは……バクスターを長老派の一人としているが、この誤りは厳しく訂正されなければならぬ」として「まずバクスター自身の否定をみよ」として、エヴリマン版『自伝』の55, 135, 154の各ページを論拠としてあげておられる⁽¹⁷⁾。ここではそのバクスター自身の〈否定〉を再検討してみたい。

まず第一の55ページには、バクスターがウォリイ大佐の連隊の従軍牧師になった当時のことが述べられ「彼(=ウォリイ大佐)は長老派と呼ばれていたが、彼も私(=バクスター)もいくつかの点でこの考えにたっていないかった」となっていて、本人よりもむしろウォリイ大佐に重点がおかれた叙述になっている⁽¹⁸⁾。第二の135ページでは、教会の統一と平和を願う聖職者や俗人は、なんらかの分派や党派に属していない〈敬虔な聖職者や俗人〉であるのに「一般の大衆(=the vulgar)によって、長老派の名で呼ばれている」として、そう誤って呼ばれている者達の中にバクスター自身もいれる意味の文脈となっている⁽¹⁹⁾。

第三の154ページでは「霊的で真剣な礼拝のあり方を求める者は誰でも(もしその人が穏健な主教制と礼拝様式を求めている)……その人が独立派、再洗礼派かなんらかの他の分派に加わっていて、もっと恐ろしい名前と呼ばれるのでなければ、以前にはピューリタンと呼ばれていたように、今では普通長老派と呼ばれているのである」としており、やはり敬虔な者が不当に長老派というレッテルをはられていたという意味になっている⁽²⁰⁾。

以上の三点から当時なんらかの分派に属していないピューリタンが世間一般では誤って長老派と呼ばれているが、バクスター自身は決してそうした党派に属してはいないことを明言して、〈否定〉したものと考えてよいであろう。これでバクスター自身の〈否定〉は明確になったわけであるが、一つ問題となる点は、もしも本人が否定していることが唯一の論拠になっているとすると、当時自分からピューリタンと名乗る者はいなかったわけであるから⁽²¹⁾、ピューリタンというものは殆んどいなかったと論じるのと同じになってしまう可能性もある点である。ここで今一つ本人の否定以外にも客観的な根拠が必要であるように思われるのである。

「一般化に解消しえない歴史的实在の深み」を重視される越智氏が⁽²²⁾、バクスター本人の否定を重くみられる意味は筆者にも十分理解できるが、バクスターが長老派であるか否かについて、あえて客観的根拠を探してみようとするのが、本稿の課題の一つである。

バクスターについて、最近公刊された研究の中で、今関恒夫氏の『ピューリタニズムと近代市民社会——リチャード・バクスター研究——』(みすず書房、1988年)は最も包括的で緻密な研究であると言ってよいであろう。今関氏はその著作では「バクスターは長老派か否か」と

R. バクスターは長老派か？

いった問題に関わることは、賢明にも避けておられるようである。かといって同氏が自らの出発点であるとされているマックス＝ヴェーバーの「バクスター＝長老派論」をそのまま継承しておられるのかということこれもそれほど明確ではない。この優れた著作から解答を見出すことができなかつたので、まだバクスター研究の入口にたっているにすぎない筆者ではあるが、今後の研究の序論として、バクスターは長老派か否かという問題にとりくむことにしたのである。

2. R＝トマスの「バクスター＝長老派」論の検討

バクスターは長老派であるとする論議を筆者は、どのような段取りで検討すればよいであろうか。バクスターを長老派なりとするのに特段の論拠が提示されていないもの、すなわち伝統的なバクスター観に従って彼を長老派としている研究や見解は、筆者の検討の対象にはなり得ない。わが国の研究では前にあげた浜林氏、田村氏の著作がそれであり、英米のものについては『国民伝記辞典』の見解やジョーダンの著作がこれにあたる。一つ問題となるのが、わが国で今中氏の著作および当該の論点で今中氏が依拠しておられるR＝トマスの論文であろう。今中氏の「バクスター＝長老派」論は、ほぼR＝トマスを引用されたものなので、ここではR＝トマスの論文を検討することでよいと考えられる。彼の論拠を要約すれば次のようになるであろう。

まずバクスターがスコットランド長老教会制ないしその不完全な模倣にすぎない革命期の議会によるイングランド国定長老教会制を、次のような点で嫌悪していたことを明確にする。その理由の第一は俗人長老の存在であり、第二は主教制の専制に近い厳格で権力的な体制であり、第三に各個教会の自律性をそこなう階層的統治機構であり、第四は他の立場にたつ者達を強く排斥する不寛容である⁽²³⁾。これらの点を検討することによってR＝トマスはバクスターがスコットランド的な長老派ではなかったことを十分証明したと言ってよいであろう。

しかしR＝トマスは、これとは別に「イングランド的長老教会主義」の存在を想定し、トマス＝カートライト Thomas Cartwright, ウォルター＝トラヴァース Walter Travers, ウィリアム＝ブラッドショウ William Bradshaw などの伝統がそれであって、バクスターはこの伝統につらなるイングランド長老派であると論ずるのである⁽²⁴⁾。この伝統とはすなわち「各個教会の自律性」を重視するイングランド＝ピューリタニズムの主流にそった長老教会主義なのであると考える。この「各個教会の自律性」を特に強調したのはたしかにブラッドショウであり⁽²⁵⁾、その点をバクスターが継承した面もあったことは事実である。しかしR＝トマスがあげた伝統をただちにイングランド長老教会主義として定式化するのにはやや無理があるように

筆者には思われるのである。

その理由は次の通りである。R=トマスがこうした整理を行った背景には、バクスターの同時代人ジョン=バストウィック John Bastwick の整理があるように思われる。バストウィックは、「従属的長老教会統治機構」Presbyterian government dependent, 「独立的長老教会統治機構」Presbyterian government independent の二つをあげているが⁽²⁶⁾, この二つがユニテリアンの教会史家アレクサンダー=ゴードン Alexander Gordon によって、前者がスコットランド長老教会主義, 後者がイングランド長老教会主義をさすものとされたのである⁽²⁷⁾。R=トマスはこの二分法を援用して、前述したような彼の言う「イングランド長老教会主義」の伝統を説明したように思われる。しかし後者の「独立的長老教会統治機構」なるものを、イングランド長老教会主義と同一視することは全くの誤りであると指摘するワッツ M. R. Watts の見解があることに注意を喚起しておきたい。ワッツによれば「独立的長老教会統治機構」とはなんら長老教会主義を指すものではなく、独立教会主義を指すものとされているのである⁽²⁸⁾。

たとえこの「独立的長老教会統治機構」がイングランド長老教会主義を指すものであったとしても、バクスターをこの流れの上に位置づけることは必ずしも妥当ではないように思われる。ナトールはカートライトやブラッドショウにつらなる革命期の長老派としては、バクスターよりもずっと独立派会衆主義者よりであって、長老派・独立派の和解(ないし調停)Accommodation に大きな努力を傾けたマーシャル S. Marshall をあげているからである⁽²⁹⁾。

このように、バクスターをスコットランド長老教会主義とは異なるイングランド長老教会主義の伝統の中に位置づける R=トマスの所論は、あまりにも問題点が多くやや証明が不十分であると言わざるを得ない。彼があげている程度の論拠では、バクスター本人が自らを長老派ではないと強く主張しているのを覆してまで、バクスターを長老派と断定できないと筆者は考えているのである。とすれば筆者がバクスターをどのように位置づけているのかが当然問われることになるであろう。以下筆者自身によるバクスターの位置づけを提示してみたいと考えている。

3. 筆者の見解：「バクスター=穏健主教制派」論

見出しに掲げた通り、筆者はバクスターを大主教アッシャー James Ussher⁽³⁰⁾ の流れをくむ穏健主教制派であると考えているのであるが、以下その見方の論拠と考えている三点をあげてみたい。

R. バクスターは長老派か？

①大主教アッシャーとの関係

バクスターが『自伝』の中で自分の立場をどのように規定しているかを探ってみると、バクスターら「和協者」Reconcilerは「イグナティウスの主教制を好む」⁽³¹⁾が「イングランドの主教管区体制を好まず」⁽³²⁾とし「イグナティウスによって記述され、初代(教会)に用いられていた種類の主教制は、神に由来するか、あるいは使徒のたてた制度である」⁽³³⁾として、自分達は「初代教会で行われていた主教制」primitive episcopacyを支持するものであるとしているのである。

それではバクスターが活動した時代に、こうした初代教会の主教制にそった改革案がなんらかの形で提示されたことがあったかどうか探ってみると、大主教アッシャーこそそうした改革案を1641年当時、上院の委員会に提出していた人物であった⁽³⁴⁾。アッシャーの『初代教会に受け入れられていた教会会議による統治の形への主教制の修正』Reduction of Episcopacy unto the form of synodical government received in the Ancient Churchという改革案がそれである。

この改革案は、(1)各教区で聖職者を中心に教区委員などが毎週協議して教会規律の維持を図る。(2)各主教管区で、主教を会議の議長役として会議を開催し、これを中心に教会規律や教会統治を進めて行く、という二点を骨子とするもので、初代教会にみられたような教会会議による統治を再建して、主教制と長老教会制の中間を行くような教会運営を図ろうとするものであった⁽³⁵⁾。

バクスターはこの改革案についてはかなり早くから聞き及んでいたようであるが、その提案者が大主教アッシャーであることは知らなかったようである。1650年代バクスターは機会を得て、今や元大主教のアッシャーに会い本人からこの改革案がアッシャーの提案したものであることを聞いたのであった⁽³⁶⁾。

1654年プロテクター政権下で、「キリスト教信仰の原理」15項目⁽³⁷⁾についての協議が長老派・独立派に主教制派などを加えて行われた時、元大主教アッシャーにも意見を求めようとしたが、本人が老齢を理由に出席を断ったため、ブロッグヒル卿⁽³⁸⁾ Lord Broghillがアッシャーの代りにバクスターを推し、バクスターは急ぎロンドンにおもむいたのであった。その経緯からロンドン行きの折に、バクスターは元大主教アッシャーに会うことができロンドン滞在中に何回か、親しくこの元大主教と話し合う機会を得て、両者の考え方は完全に一致したとバクスターは感じたのであった。この折にバクスターは、例の改革案がアッシャーの提案したものであることを本人の口から聞いたのであった。この協議に出席を求められたバクスターの立場は、まさしくアッシャー的な穏健主教制派の流れをくむ者の立場だったのであり、彼自身がそのことを確認する機会を得たのであった。

肝心の「キリスト教信仰の基本原理」の検討、「基本信仰個条」の決定というこの協議の本来の目標⁽³⁹⁾には、バクスター自身がきわめて批判的であった。彼は独自の広教主義の立場 latitudinarianism から、そうした「基本信仰個条」は特に新しく定める必要はなく、「使徒信経」the Apostel's Creed, 「主の祈り」the Lord's Prayer, 「十戒」the Decalogue の三つで十分であると、その協議会に提案した。このバクスターの提案はいれられず、この協議会による16カ条の「基本信仰個条」⁽⁴⁰⁾が、54年12月議会に報告された。しかしこの「基本信仰個条」の案は、プロテクターのクロウエル自身が、幅広い寛容を守りたい意向をもっていて、この案を棚上げにしてしまったので、実際にはなんら一つの基準としてこの案が機能することはなかったのであった⁽⁴¹⁾。

他の点ではかなり見解の相違もあったと思われるバクスターとクロムウェルが、教義上の「基本信仰個条」を決めることに乗り気を示さず、やや意外な一致を示していることが注目される。またこの1654年のロンドン行き折に、バクスターはプロテクターのクロムウェル本人とも数回にわたって接触する機会もあった。まず前記のブロッグヒル卿やウォーリック伯 Earl of Warwick の要請によって、クロムウェルの前で説教も行ったのであり⁽⁴²⁾、その後も彼の招きによって数回「良心の自由」などについて意見を求められたのであった。この両者は互いに悪い感情をもったように思われぬが、特に意見が一致して親密になったということもなかったようである。

バクスターにとってはこの時のロンドン行き最大の収穫は、聖ポール大聖堂やウェストミンスター寺院で説教したことでも、プロテクター本人に会ったことでもなく、元大主教アッシャーと会うことができ、彼と親しく話し合うことができたことであった。そうしたバクスターとの会見折に、アッシャーは自分の主教制改革案が1641年には国王には拒否されたけれども、1648年のワイト島における交渉では国王はこの改革案を受入れる態度を示したことなどを語った⁽⁴³⁾。こうした何度かの会見でバクスターは、主教制と長老教会制を一致・統合させる方策について、アッシャーとほぼ完全に意見が一致した。それは基本的にはアッシャーの改革案に基づくものであったが、バクスターの側からも主教が臨席せず長老会のみによって行われた叙任も有効であるか否かなど細部についても意見を述べ、その上で両者の意見は一致したのであった⁽⁴⁴⁾。バクスターに対する元大主教アッシャーの厚情は、彼の生涯の最後まで続き彼の死の直前にアッシャーは最後の著作をバクスターに贈ったのであった⁽⁴⁵⁾。

周知の通り、バクスターは王政復古期に一時、国王のチャプレンともなり、王政復古後の教会体制をどのように樹立して行くべきかという協議にも参加する機会をもったのであった。その時バクスターが樹立されるべき教会体制のモデルとしたのが、アッシャーの修正主教制案で

R. バクスターは長老派か？

あり、また国王に求められてバクスターが書き上げた『提案の書』Paper of Proposalsに彼は、アッシャーの修正主教制の改革案を付属文書としてつけて、国王に提出したのであった⁽⁴⁶⁾。こうしたアッシャーが構想し、バクスターが王政復古期にその実現を強く期待した修正主教制の案は、旧ロード派を中心とする強硬な主教制派によって、その実現を阻まれ⁽⁴⁷⁾、長老教会制をとりいれた主教制の改革というバクスターの夢は全く実らなかった。しかしこうした経過からみて、バクスターに最も大きな影響を与えたのは、疑いもなく穏健主教制派の元大主教アッシャーだったのである。

②ウースターシャー任意連合組織の実践

バクスターはキダーミンスターの教会で、めざましい牧会の成果をあげていたが、1652年末頃から50年代末にかけて、様々な考え方を異にする聖職者が協力して、教会規律の維持・向上を図る組織であるウースターシャー任意連合組織 Worcester-shire Voluntary Association⁽⁴⁸⁾を結成し、その中心人物として活動していた。この組織は主教制派、長老派、独立派に加えてバプティストまで参加していたのであった。

このような任意連合組織は、1650年代にケンブリッジ、ノッティンガム、コーンウォール、カンバーランド・ウェストモアランドなど15州に広がっていったことが知られている。バクスターが主唱者となっていたウースターの場合、この組織はどんな特色をもっていたであろうか、以下この点を検討してみたい。

第一の点は、ウースターシャーの場合、俗人長老というものが組織に加わっていないことである。これは前述したようにバクスターが議会在定めた国定長老教会を嫌っていた第一の理由として、俗人長老の存在をあげていたことと関係をもつものと考えられる。バクスターは教区委員のような俗人の教会運営参加を嫌ってはいなかったが、長老といった特別の地位にはあまり好意的ではなかったようである。バクスターがウースターシャー任意連合組織の運営に求めていった理想は、そのまま彼が国定長老教会体制を嫌悪していた諸点⁽⁴⁹⁾を裏返しにしたものであった。すなわちそれらは、第二の点として上級組織による権威的な支配のないもの、第三の点として見解を異にする者に対する寛容な態度をとるもの、第四の点として統治の目的ではなく相互の平等な協議のための組織となるものであった。この中で第二から第四までの点は、スコットランド的な権威主義的な長老教会体制への批判・反発と受取られるものであり、イングランド長老教会主義の特徴ともみられるものである。しかし第一の点の俗人長老を用いない組織としたことは、このウースターシャー任意連合組織が長老教会体制とは、かなり明確に異なっている点であろう。

他の15州ほどの任意連合組織の中には、俗人長老が参加していたり、重大な譴責を決める際

には地域あるいは全国組織に上訴することができるとしたノッティンガムのような場合もあった。こうした場合にはかなり長老教会組織に近いものとなったのであるが、任意連合組織は全体としては、聖職者のみの組織が大半をしめ長老教会体制とは明確に区別される特色をもっていたのであった。すなわちバクスターが主唱者となったこの任意連合組織の運動は、イングランドの伝統とされる長老教会主義とも明確に一線を画するものだったのである。

一方この任意連合組織に参加した者の中に、かなり多くの主教制派が含まれていたことが指摘できる。ナートルのウースターシャー任意連合組織の分析によれば、この組織に参加したことが確認され得る72名の聖職者のうち18名は王政復古後ただちに国教会に復帰したことが確認されており⁽⁵⁰⁾、その後の動向不明者の中からの推定数を加えると、72名の参加者の半数近くが国教会に復帰したものと考えられるのである。この72名中はっきりノンコンフォーマリストとして、1672年に許可証を得た者は合計17名に過ぎない。その中では長老派9名、独立派4名、バプティスト1名、他はたんにノンコンフォーマリストとして許可証をうけた。(バクスター自身はこの「たんなるノンコンフォーマリスト」として、教派名を拒んだ者の中に入っているのである)

革命期および共和政・プロテクター政権期にも、様々の形で教会統合をめざす動きがみられ、その一つがここに述べてきた任意連合組織であったのであるが、こうした教会統合をめざす動きの大半をしめその主流をなしていたのは、長老派・独立派の和解・協力をめざすものであったと考えてよいと思われる。1640年代半ばからの一連の Accommodation の動きや独立派の『謙虚な提案』Humble Proposals に端を発した〈聖職者資格審査委員・聖職剝奪委員制〉Commissioners of Triers and Ejectors に基づくプロテクター政権下のゆるやかな「国家的教会」の樹立などは、いずれも長老派と独立派の和解・協力によるものであった⁽⁵¹⁾。しかし任意連合組織の運動は、主唱者のバクスターの意図から言えば勿論党派にこだわらぬあらゆる〈正統なキリスト教徒〉Catholic Christian の間の協力・統合を目標としたものではあるが、結果からみれば州単位で長老派が中心となって、主として主教制派に呼びかけて教会規律(州によっては叙任についても)の維持・推進を図る共同の活動を積極的に進めていったという面が浮び上がってくるのである。以上検討してきたようにバクスターのウースターシャー任意連合組織の実践的な活動は、主教制派をプロテクター政権下で活性化し、そのゆるやかな「国家的教会」を教会規律の維持を中心に下から支えることに協力させる道をひらく役割を果たしていたのであった⁽⁵²⁾。

③王政復古後のバクスター

前項で述べたように、バクスターは王政復古後キダーミンスターの教区聖職者としての地位

R. バクスターは長老派か？

を失い、一時は説教の機会もほとんど断たれるなど苦難の生活を経た後、1672年「寛容の宣言」Declaration of Indulgenceの下で、たんなる「ノンコンフォーマリスト」として教派名なしに、説教の許可証を得た⁽⁵³⁾のであった。このことの意味を考えてみると、第一にこれはバクスターが自ら長老派といった教派には属していないことを宣言したことであり、彼がこれまで再三自らを長老派ではないと主張したことを、実際の行動で明確に示したものであった。ウースターシャーでは、彼と同様の方法すなわち教派名なしで許可証を得た者があったようであるが、全国的にみればこうした事例はきわめてまれであった⁽⁵⁴⁾。ノンコンフォーマリストの中でも、きわめて独自の行動をバクスターはとったのであった。

それでは何故バクスターが極端なまでに、教派的な呼び名を嫌ったのか。また長老派でも独立派でもバプティストでもないバクスター(筆者の主張によれば、穏健主教制派であるバクスター)が、何故に国教会に戻ってコンフォーマリストにならなかったのか。この二つが検討すべき問題であるように思われる。

バクスターは、本人がコンフォームする気持があれば、国教会に復帰することは十分可能であったと考えられる。その点を検討してみると、まず彼は1640年以前に主教による叙任をうけていたので、長老教会による叙任しか受けていないためコンフォームして国教会に復帰するためには主教による再叙任をうけねばならぬ聖職者とは違って、その点では全く悩みはなかった筈であった。この再叙任の問題こそコンフォームする決意を妨げるものであった。次にバクスターは、主教制の国教会で使用されてきた「一般祈禱書」Book of Common Prayer、およびこれに基づく礼拝に抵抗を感じておらず、それを認めることが国教会復帰の条件とされても、彼は復帰が可能な立場にたっていたのである。エリザベス朝以来この点がピューリタンのノンコンフォーミティをひきおこすかなりの要因となっていたことを考えると、バクスターの立場はかなり独自のものであった。最後にコンフォームして国教会に復帰する条件として、スコットランドとの間に結ばれた「厳粛な同盟と盟約」を聖職者各自が破棄するという点であるが、バクスターは自らもこれに署名しておらず教区民にも署名させなかったほどであった⁽⁵⁵⁾。

以上の三点からみて、本来バクスターの国教会復帰を妨げるものはなにもなかった筈なのである。しかしそれにもかかわらず彼がコンフォームして国教会に復帰しなかったのは何故であろうか。それは第一に彼自身が王政復古後、主教制国教会の復活・再建の過程に関与し⁽⁵⁶⁾、その過程でしだいに主導権を握っていった旧ロード派が非妥協的で、すぐには彼が望むような「包括」Comprehension や〈教会の統一〉を実現する見込みがないことを悟ったためと考えられる。具体的に言うならば、復活・再建されるべき主教制国教会が、アッシャーの改革案に基づくような穏健で包括的なものではなく、主教の権力的統制を軸とするものになるであろうと

予想されたからであった。第二にバクスター自らがコンフォームして国教会に復帰してしまうことは、今後長老派・独立派などを包摂する幅広い国定教会の樹立、すなわち「包括」のために、さらに幅広く〈教会の統一〉のために彼自身が行動して行く可能性をとざしてしまうものと自ら考えていたからであろう。

実際に彼はコンフォームして国教会に復帰することなく「包括」や〈教会の統一〉のために、くり返し努力を続けた⁽⁵⁷⁾。そうした努力を重ねる折に、バクスターはエドモンド＝カラミー Edmund Calamy など長老派と協力しているので、彼をノンコンフォーマリストの中の長老派の代表とみなす考えもある⁽⁵⁸⁾わけであるが、バクスターは他方で彼独自のやり方で独立派のジョン＝オウエン John Owen とも〈教会の統一〉について協議しており、バクスターを長老派の代表とみなす考えは、必ずしも当を得ていないように思われる。

以上①、②、③の各点から検討してきたように、筆者はバクスターを長老派ではないとみなし、アッシャーの流れをくむ穏健主教制派であると考えたいのである。

4. 革命期の長老派の定義の問題

筆者がバクスターのような考え方の者を長老派ではないとみるならば、筆者自身はいかなる者達を革命期の長老派とみなしているのか、すなわち筆者自身の「革命期以後、名誉革体制にいたる時期の長老派の定義」の問題が残ってくるであろう。これについては筆者も仮の定義、この問題についての見通しといった程度のものしか現在のところ示し得ないのであるが、それを次に示してみたい。

まず革命期の国定教会に正規の聖職をもっていた者の中で、独立派・バプティストなどといった明確な立場をとっていなかった者をすべて「長老派」とする最も幅が広くあいまいな定義は、全くなりたたないことを明確にしておきたい。この点はバクスターも強く主張した点である。では一応、この時期の長老派と定義してもよいと思われるのは、どんな者達であろうか。

第一にウェストミンスター宗教会議の代表に出ていて、積極的に長老教会制を支持する発言や活動をしていた者があげられる。しかしここでもはっきり独立派とみなされる者以外は長老派であるとする考え方はなりたたないと思われる。会議のメンバーの中に穏健主教制支持者がいたと考えられるからである⁽⁵⁹⁾。そこでウェストミンスター宗教会議の中においてさえ、長老派が圧倒的多数をしめていたか否かは再検討の余地があると思われる。この第一の点については、この会議の記録もかなり残っているので、長老派・独立派の勢力など様々の点を数量的

R. バクスターは長老派か？

に分析して行くこともなお可能であると考えられる。

第二に長老派クラシス組織がある程度設立されていった各州で、積極的にクラシスの運営にあたり、特にその各個教会への統制権を実際に動かそうとした聖職者および俗人は、長老派と考えるとよいと思われる。しかしまがりなりにもクラシス組織がつけられたのが十数州にすぎず、地域教会会議 Provincial Assembly まで設立されたロンドンとランカシャーの二州においてさえ、実は末端のクラシス組織は部分的には未成立のところもあったことを考えると、こうした定義で長老派と呼び得る者はかなり少数であったと考えざるを得ない。一方、長老教会のクラシス組織が全く成立していなかったような諸州においても、若干のスコットランド的ないしイングランド的長老教会制の支持者がいたことは想像に難くないが、こうした地方史レベルにおける長老派の勢力を数量的に分析することはきわめて困難である。

第三に次のようなグループも長老派とみることができよう。それは1640年代後半、まさに議会によって長老教会体制が確立されようとしていた時、これを妨げていると考えられていた独立派・分派の活動、特に彼等の要求である「寛容」に強く反対する全国的規模の反寛容の運動がおこった。その中心となったのは、ロンドンの Sion College を拠点とする長老派であり、その宣言である『イエス＝キリストの真実と我々の＜厳粛な同盟と盟約＞に対する宣誓』⁽⁶⁰⁾ (以下『宣誓』と略記)に賛意を表する形で、この全国的運動はくりひろげられた。これについてはロンドンの『宣誓』とその署名者、これに賛意を表する各地の『宣誓』や『同意』の内容やその署名者を検討・把握することは可能である⁽⁶¹⁾。この運動の参加者を厳密な意味での長老教会制支持者と断定するには多少問題があるかもしれないが、その中核をなしていたのがロンドン長老派であり、この運動の参加者の反寛容の態度は、寛容の弊害を抑えるためには早急な長老教会体制の設立を要望するものであったので、かなり長老教会制支持者と重なっているものと考えてよいものと思われる。これについて史料の蒐集、特に署名者については、マシューズ編『カラミー改訂版』の巻末の付録で行われている⁽⁶²⁾。

最後に第四として、1672年の信仰の「寛容の宣言」によって、説教の許可証を受けた時の教派として、自ら長老派と名乗った者をあげることができる。これを検討・把握する史料も存在しており、簡便には、上記のマシューズ編『カラミー改訂版』によっても知ることができる。したがって王政復古期に自ら長老派と名乗っていた者達については、十分に検討が可能である。

そこでこの第一から第四にいたるいずれかの範疇に属する者達は、おおよそ長老派と呼んで差支えないであろう。第四のように数量的把握が可能なものからみて、確実に長老派と呼び得る聖職者は全国で850名余りで、意外に少ないことがわかるが⁽⁶³⁾、これは第一から第三の点から(すなわち革命期に)長老派と呼び得る者達も、やはりかなり少なかったことを示唆するもの

と受取ってよいのではないかと思われるのである。

このように筆者なりに長老派と呼び得る者達の範囲、すなわちその定義を探ってきたわけであるが、以上とりあげた四つの点のいずれからみてもバクスターを長老派と呼ぶことはできない。それを四点各々について簡単に検討してみると、まず第一にバクスターはウェストミンスター宗教会議の代表には選ばれておらず、そこで長老教会制樹立を促進する働きをしたことは全くない。次に第二の点については、ウースターシャーでは長老教会のクラシス組織が全く成立していなかったため、この面での長老派と呼び得るような彼の活動は考えられない。第三の点でも、バクスターは全国に拡大していった反寛容の『宣誓』のどれにも署名して賛意を表したことはなかった。この運動そのものが教会統合を重視するバクスターの心情とは、きわめて程遠いものであったと考えてよいであろう。そして最後の第四の点、1672年の許可証については前述の通り、バクスターは長老派としてではなくたんに Nonconforming minister として許可証を受けているのである。

筆者があげた前記の四点は、長老派の定義に迫る検討としてはなお不十分なものであり、今後も考察・検討を重ねて行かなければならないものであるが、今のところ筆者はバクスターを長老派と定義せねばならぬ根拠を全く見出していないのである。たしかにバクスターはたんに「ノンコンフォーマリスト聖職者」として許可証を受けたにしては、王政復古期には多くの長老派聖職者と協力して行動していたことも事実である⁽⁶⁴⁾。しかしそうした場合でも、あくまでバクスターは長老派という立場にこだわらず自由な立場で彼独自の目標である教会統合に向けて努力していたのであった。

5. バクスターの立場を確定する意義

以上、筆者はバクスターがかなり伝統的にそう呼ばれてきたような長老派ではなく、アッシャーの流れをくむ穏健主教制派であると主張してきたのであるが、これが正しいとすればピューリタンの陣営の中でしめる穏健主教制派の比重をもっと重視しなければならないのではないかと考えられる。しかし一方にバクスターなど穏健主教制派を(ロード派とは区別される)アングリカン主流とみて、彼等をピューリタンとは呼ばないことを提案するクリスティアンソンのような問題提起⁽⁶⁵⁾もあるので、簡単に結論を急ぐことはできない。

今一つ筆者の主張は、ただちにヴェーバーのプロテスタンティズム論をくつがえす論拠となるのではない。竹内幹敏氏も言われる通り⁽⁶⁶⁾、バクスターが長老派ではないからといってヴェーバーの論理が崩壊するものではないし、筆者の本稿における検討も特にヴェーバー批判

R. バクスターは長老派か？

を意図したものでない。

かと言って、筆者はバクスターに関連した点において、ヴェーバーのプロテスタンティズム論に全く満足してしまっているわけでもない。こうした点に関して今後の筆者の検討課題をあげてみたい。それは、バクスターをイングランド・ピューリタンの代表と考えることができるか否かという問題である。これについてはすでに越智氏から、バクスターはきわめて独特な立場にたつ人物であり、彼をイングランド・ピューリタンの代表とみなすことはできないという否定的な見解が出されている。この問題と関連して、今後検討が必要と考えられるのが、バクスターとアルミニウス主義の関係であろう。彼の立場は、厳格のなカルヴィニズムをかなりアルミニウス主義の方向に緩和したものと考えるのが妥当であるように思われるし、そうした指摘もいくつか行われている⁽⁶⁷⁾。換言すれば、バクスターの考え方は宗教改革の厳格で排他的な立場よりも、あえて言えばルネサンス＝ヒューマニズムの寛容で理性的な立場に近寄ったものと言えるのではあるまいか。そうした考え方から、彼は幅広い広教主義の主張をもち、またケンブリッジ＝プラトニストとも親密な関係を保っていたと⁽⁶⁸⁾考えてよいのではないか。

従来のピューリタンは正統的なカルヴィニストであるという考え方からすれば、こうしたバクスターの考え方はピューリタンの代表とは言えぬものとみなされるであろう。しかし最近、厳格なカルヴィニズムから一步アルミニウス主義の方に近寄った考え方こそ、むしろピューリタンの主流であるとする指摘も行われており⁽⁶⁹⁾、この点についても簡単に結論を急ぐことはできず、筆者自身にとっても今後の検討課題として残るものである。ヴェーバーのバクスターを材料としたプロテスタンティズム論にも、かなり再検討・修正を必要とする部分があると考えてよいと思われる。

我国においても優れたバクスター研究が多く発表されているが、ヴェーバーの問題提起を出発点にしているものが多い。ヴェーバーの精緻な問題の整理は、今日もなおその新鮮さを失っていない面もあり、これを出発点にすることは十分に意味のあることであると筆者も感じている。しかしプロテスタンティズム一般ではなく、バクスターに焦点をしばってみた場合、ヴェーバーがとりあげなかった視点が、前述のアルミニウス主義との関連のように、なお多くあるように思われる。筆者は、現代のピューリタニズム研究の成果をふまえて、ヴェーバーの問題提起をさらに深めて検討しようと試みられた今中氏、今関氏の研究から大きな刺激をうけた。きわめて実践的な牧会者であったバクスターの多面的な実際の活動に重点をおいて、ヴェーバーがとりあげなかった角度から彼を検討し、これをヴェーバーの論理と比較してみる必要があるように思われる。きわめて多くの作品を残したバクスターに関して、その中のかなり限定された作品のみの思想史的研究によってだけ、結論を急ぐのはやや危険が伴うように思

われる⁽⁷⁰⁾。

今後バクスター研究をめざしている筆者が、本稿においては思想史的研究よりも、牧会者としての実践的な活動を序論として素描してみたのもそうした点を考えてみたものである。最後にきわめて個性的で簡単に教派的に分類することにはなじまないバクスターについて、あえて彼を長老派ではなくアッシャーの流れをくむ穏健主教制派であると筆者が主張したことについて、一言補足しておきたい。

きわめて個性的であるが故にポウイックによって「バクスター主義」Baxterianism⁽⁷¹⁾とも名付けられた彼の立場を、なんらかの教派的分類によって呼ぼうとする筆者の試みは、〈不当な一般化〉という批判をうけるものであるかもしれない。筆者自身もこの分類が仮のもので決定的なものではないことを十分承知している。しかしバクスターが個性的な人物であるという理由で、教派的な位置づけを一切放棄してしまってよいものであろうか。もしそれが作家や画家の個人の評伝といった作品であるならば、それが最も正しい方法であると言えるように思う。そこには時代の全体像を模索するという動機は、きわめて少ないか、全くないからである。

しかしバクスターのような個性的な人物であっても、なんらかの位置づけを試み、その意味で一般化を行うことは歴史研究である以上避けられないのではあるまいか。その意味での一般化をも放棄した場合、個人の評伝といったものが完成するだけで、時代の全体像に一步でも迫る営みは停止してしまうように筆者には思われるのである。

筆者の本稿の見解は必ずしも筆者独自の見解ではない。冒頭にあげたように、バクスターは長老派ではないとする研究者はすでに多くあり、また彼を穏健主教制派であるとするナトールの見解もすでに発表されているのである⁽⁷²⁾。本稿はそうした点をめぐる論点を整理して、筆者自身の今後のバクスター研究の出発点とすることを意図したものだだったのである。

註

- (1) 周知の通り、この『自伝』と言われているものは本来、バクスターの最後をみとった友人マッシュウ＝シルヴェスターの手に残された龐大な手稿であった。これがバクスターの死後5年を経た1696年に『バクスター遺稿集』の名の下に、シルヴェスターによって公刊された。正式のタイトルは図1に掲げた東京神学大学所蔵の実際の書物のタイトルページにある通りである。(以下この版を〔R. B. Sylvester〕と略記する)。

このシルヴェスター版ととも、バクスターの遺稿の全部ではなく、そのかなりの部分をシルヴェスターが選んで編集したものであるが、その編集方針については、多くの難点が指摘されている。これとは別にエドモンド＝カラミー Edmund Calamy によって *Abridgement of Mr. Baxter's History of his life and times* が1702年に刊行され、18世紀前半に数版を重ねたようである。したがってロイド＝トマ

R. バクスターは長老派か？

- スによるエヴリマン版は、『自伝』の三つ目の版ということになるのである(以下エヴリマン版を〔R. B. Everyman〕と略記)。
- (2) マックス＝ヴェーバー, 大塚久雄訳(1988年改訂版)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫 1988年 289頁。
 - (3) 同 290頁。
 - (4) W. K. Jordan, *The Development of Religions Toleration in England*, 4 vols., Cambridge, Mass., 1932-40.
 - (5) *Ibid.*, Vol. III, pp. 332-346.
 - (6) S. R. Gardiner, *History of the Great Civil War*, 4 vols. London, 1893.
 - (7) *Ibid.*, Vol. II, p. 327.
 - (8) G. F. Nuttall, *Richard Baxter* London, 1965. (Leaders of Religion series)
 - (9) *Ibid.*, p.v.
 - (10) G. F. Nuttall, O. Chadwick ed., *From Uniformity to Unity 1662-1962* London, 1962.
 - (11) *Ibid.*, Chapter 3. "The First Nonconformist" pp. 151-187.
 - (12) *Ibid.*, pp. 183-84.
 - (13) 今中比呂志『イギリス革命政治思想史』御茶の水書房, 1977年 57頁。
 - (14) 同 58-60頁 R. トマスの論文は Roger Thomas, "The Rise of Reconciler" in C. G. Bolam and others *The English Presbyterians*, London, 1968. (以下, 同書中の論文の引用は R. Thomas, [Reconciler] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, のようにする)
 - (15) 今中 前掲書 61頁。
 - (16) 水田 洋編『増補・イギリス革命——思想的的研究——』御茶の水書房 1976年の第一論文, 竹内幹敏「ピューリタンの教会規律と資本主義の精神」8頁。
 - (17) 越智武臣『近代英国の起源』(ミネルヴァ書房, 1966年) 421頁。
 - (18) [R. B. Everyman] で本文の通り pp. 55, 一方 [R. B. Sylvester] では Part I, pp. 55-56.
 - (19) [R. B. Everyman] では本文通り [R. B. Sylvester] では Part II, pp. 139-140.
 - (20) [R. B. Everyman] では本文通り [R. B. Sylvester] では Part II, p. 278.
 - (21) 越智 前掲書 426-430頁 ここで越智氏は, 「ピューリタン」という呼称は, 他人からあびせられる一種の悪罵であったことを強調しておられる。
 - (22) 同 書 (昭和41年版)「再版の序」i頁。
 - (23) R. Thomas, [Reconciler] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, p. 48.
 - (24) *Ibid.*, P. 72.
 - (25) Laurence A. Sasek ed., *Images of English Puritanism; A Collection of Contemporary Sources 1589-1646* London, 1989, Part I-4, pp.83-86 に William Bradshaw "English Puritanism, 1605" の中の教会論が抄録されている pp. 78-94.
 - (26) G. F. Nuttall, *The Holy Spirit in Puritan Faith and Experience*, Oxford, 1947, pp. 11-12 および C. G. Bolam and J. Goring, "English Presbyterian Beginnings" in C. G. Bolam and others *op. cit.*, p. 43-44.
 - (27) Michael R. Watts, *Dissenters*, Oxford, 1978, p. 90.
 - (28) *Ibid.*, p. 91.
 - (29) マーシャルについては, 田村秀夫編『イギリス革命と千年王国』 同文館, 1990年所収 拙稿「預言者的終末論と黙示録的終末論のあいだ——長老派と千年王国論——」37-73頁。

- (30) アルマ(北アイルランド)大主教アッシャー Archbishop of Armagh, James Ussher (1581~1656)は、革命当初の議会で検討され、ピューリタンにも受け入れられ得ると考えられた「修正主教制」の構想を提示した人物であり、彼のこの構想は彼の死の直後の1656年11月刊行された。トマソン=コレクションの E. 894 (3) および別の版の E. 897 (1) に全文がある。
- (31) アンティオキア主教イグナティオス Ignatius (35?~107?) は不明な点の多い人物であるが、主教・長老・執事などの教会の聖職のあり方を明確にした人物とされている。彼の考える主教制は、主教が長老職の頭となってそれらと協議する体制であったとされ、バクスターらによって〈古来の主教制〉 Ancient Episcopacy と理解されていた。
- (32) [R. B. Sylvester] Part II, p. 387, 一方 [R. B. Everyman] では p. 178.
- (33) [R. B. Sylvester] Part II, p. 400, [R. B. Everyman] では p. 182.
- (34) W. A. Shaw, *A History of the English Church during Civil Wars and under the Commonwealth*, 2 vols., London, 1900 Vol. I, pp. 69~71, 註(30)参照。
- (35) *Ibid.*, p. 70, および C. G. Bolam & J. Goring [English Presbyterian Beginnings] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, p.36.
- (36) [R. B. Sylvester] Part II, p. 206, [R. B. Everyman] p. 141.
- (37) [R. B. Sylvester] Part II, pp. 197~99, [R. B. Everyman] pp. 138~39, この「キリスト教信仰の基本原則」15項目は、D. Neal, *The History of the Puritans: or Protestant Nonconformists, from the Reformation in 1517, to the Revolution in 1688* 3 vols., 1837 edition, (originally 4 vols., 1732~38) Vol. III, p. 620. に収録されている。
- (38) Roger Boyle (1621~1679) Baron Broghill, 1st Earl of Orrery 当初議会につき、クロウエルのプロテクター政権下でも活躍したが、王政復古前国王のために働き、オレリ伯に叙せられた。
- (39) [R. B. Sylvester] Part II, p.198, [R. B. Everyman] p. 139 その間の詳細な経緯については、G. F. Nuttall, "Presbyterians and Independents: Some Movements for Unity 300 years ago" *Journal of Presbyterian Historical Society* X-1, 1952 pp. 13~14.
- (40) この「基本信仰個条」の決定には、独立派のオウエン J. Owen らが大変熱心であったが、彼等は当時あらわれてきたソツィーニ主義などを抑えようとする意図が強かったと考えられている。*Ibid.*, p. 4 および [R. B. Sylvester] Part II. p. 199, 一方の [R. B. Everyman] p. 139 の叙述は多少省略されている。
- (41) D. Neal, *op. cit.*, Vol.III, pp. 620~21.
- (42) [R. B. Sylvester] Part II, pp. 205~206 および [R. B. Everyman] pp. 139~40.
- (43) [R. B. Sylvester] Part II, p. 206, [R. B. Everyman] p. 141.
- (44) [R. B. Sylvester] Part II, p. 206, [R. B. Everyman] p. 141.
- (45) G. F. Nuttall, *Richard Baxter*, London, 1965, p. 80, その書物は "De Graeca Septuaginta" であった。
- (46) [R. B. Sylvester] Part II, pp. 215~220, pp. 229~32, [R. B. Everyman] pp. 150~151, に経過は述べられているが、アッシャーの改革案そのものは、エヴリマン版には収録されていない。
- (47) C. G. Bolam and J. Goring [The Cataclysm] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, pp. 76~83.
- (48) ウースターシャー任意連合組織については今関(本文)前掲書200~208頁および拙稿「イギリス共和政期の教会統合をめざす動き——任意連合組織 Voluntary Association の動向を中心に——」, 『史苑』50号-1, 16~26頁。
- (49) 註(23)参照。

R. バクスターは長老派か？

- (50) G. F. Nuttall, "Worcestershire Association; Its Membership" *Journal of Ecclesiastical History*, Vol. 1, 1950 p. 204.
- (51) 青木 前掲論文 18頁。
- (52) 同 22頁。
- (53) A. G. Matthews, *Calamy Revised*, Oxford, 1934 p. 39.
- (54) *Ibid.*, Introduction, p.xv.
- (55) G. F. Nuttall, O. Chadwick ed., *op. cit.*, p. 184.
- (56) ①E. ハイド Edward Hyde の自邸ウースターハウスにおけ復活主教制国教会の中心人物 Sheldon, Cosin らとその批判者 Baxter, Calamy らとの協議に参加(1660年10月22日)②一般祈禱書の問題点を検討し、その改訂を協議するサヴォイ会議 Savoy Conference に参加(1661年4月～6月)C. G. Bolam and J. Goring, [The Cataclysm] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, ①については pp. 76～77, ②については pp. 78～79。
- (57) *Ibid* p. 84, p. 87, および R. Thomas, "Parties in Nonconformity" in C. G. Bolam and others *op. cit.*, pp. 99.
- (58) C. G. Bolam and J. Goring [The Cataclysm] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, pp. 75～83, および G. R. Abernathy jr., "The English Presbyterians and the Stuart Restoration 1648～1663", *Transactions of the American Philosophical Society*, New series vol., 55 Part II, 1965, pp. 50～89.
- (59) その代表的人物として、ウィリアム＝トゥイス William Twisse, コルネリウス＝バージェス Cornelius Burgess, トマス＝ガティカー Thomas Gataker があげられる。C. G. Bolam and J. Goring [English Presbyterian Beginnings] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, p. 39.
- (60) A. G. Matthews, *op. cit.*, Appendix I, pp. 553～58.
- (61) *Ibid.*, pp. 553～58, および『ランカシャーの同意』については、トマソン＝コレクション E. 437 (7) (1648.3.30), 『チェシャーの宣誓』については W. Urwick, *Historical Sketches of Nonconformity in the County Palatine of Chester*, Manchester, 1864, pp. xxv～xxvi, 『エセックスの宣誓』については、Harold Smith, *The Ecclesiastical History of Essex under the Long Parliament and Commonwealth*, Chester, 1932, pp. 102～103. この宣誓運動の展開については、拙稿「長老派聖職者の反＜寛容＞, 反＜人民協約＞運動の展開」, 『専修人文論集』26号 1981 参照。
- (62) A. G. Matthews, *op. cit.*, pp. 553～58.
- (63) *Ibid.*, Introduction, p. xv.
- (64) ①C. G. Bolam and J. Goring [The Cataclysm] ,②R. Thomas [Parties in Nonconformity] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, ①pp. 73～92, ②pp. 93～112, および G. F. Nuttall, *Richard Baxter*, London, 1965, Chap. 5, pp. 85～113, W. M. Lamont, *Richard Baxter and the Millennium*, London, 1979 Chap. 4, pp. 210～282.
- (65) Paul Christianson, "Reformers and the Church of England under Elizabeth and the Early Stuarts", *Journal of Ecclesiastical History*, XXXI-4, 1980 pp. 463～482.
- (66) 竹内 前掲論文 8～9頁。
- (67) R. Thomas, [Parties in Nonconformity] in C. G. Bolam and others *op. cit.*, pp. 102-104, この点については、ヴェーバーも全く注意を払っていないわけではない。大塚・前掲訳 290頁「教義上の高度カルヴィニズムから脱け出ようとしていた彼(＝バクスター)」となっているが、同書141～42頁および73頁では、アルミニウス主義を「予定説の拒否を教理上の特質」とするもので、オランダにおける一つの宗教上のグループとして捉えるのみで、バクスターとの関連については論じられていない。

- (68) R. Thomas, [Parties in Nonconformity] in C. G. Bolam others *op. cit.*, p. 103.
- (69) 山田園子氏がジョン＝グッドウィン John Goodwin に関して、そうした見解を發表される予定である。
- (70) つとに越智氏も指摘しておられる通り、ヴェーバーのバクスター研究は彼の『キリスト教指針』“Christian Directory” (1673)と『聖者の永遠の憩い』“The Saints Everlasting Rest” (1650)の二つのみを主としていて、バクスターの思想の全容をつかんだとは言えない点もある。越智 前掲書 407頁。
- (71) F. J. Powicke, *The Reverend Richard Baxter under the Cross*, London, 1927, pp. 233～52.
- (72) 註(12)参照。